

## 平成31年旭市議会第1回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第4号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程 緊急質問の件

---

#### 出席議員（18名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 片 桐 文 夫 | 2 番  | 平 山 清 海 |
| 3 番  | 遠 藤 保 明 | 4 番  | 林 晴 道   |
| 6 番  | 米 本 弥一郎 | 7 番  | 有 田 恵 子 |
| 8 番  | 宮 内 保   | 9 番  | 高 木 寛   |
| 10 番 | 飯 嶋 正 利 | 11 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 12 番 | 伊 藤 保   | 13 番 | 島 田 和 雄 |
| 15 番 | 伊 藤 房 代 | 16 番 | 向 後 悦 世 |
| 17 番 | 景 山 岩三郎 | 18 番 | 木 内 欽 市 |
| 19 番 | 佐久間 茂 樹 | 20 番 | 高 橋 利 彦 |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|              |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
| 市 長          | 明 智 忠 直 | 副 市 長   | 加 瀬 正 彦 |
| 教 育 長        | 諸 持 耕太郎 | 秘書広報課長  | 伊 藤 義 隆 |
| 行政改革<br>推進課長 | 小 倉 直 志 | 総 務 課 長 | 飯 島 茂   |
| 企画政策課長       | 阿 曾 博 通 | 財 政 課 長 | 伊 藤 憲 治 |

|                      |         |                      |         |
|----------------------|---------|----------------------|---------|
| 税 務 課 長              | 石 毛 春 夫 | 市民生活課長               | 宮 負 賢 治 |
| 環 境 課 長              | 井 上 保 巳 | 保険年金課長               | 遠 藤 茂 樹 |
| 健康管理課長               | 木 内 喜久子 | 社会福祉課長               | 角 田 和 夫 |
| 子 育 て<br>支 援 課 長     | 小 橋 静 枝 | 高 齢 者<br>福 祉 課 長     | 浪 川 恭 房 |
| 商工観光課長               | 小 林 敦 巳 | 農 水 産 課 長            | 宮 内 敏 之 |
| 建 設 課 長              | 加 瀬 喜 弘 | 都市整備課長               | 鵜之沢 隆   |
| 下 水 道 課 長            | 高 野 和 彦 | 会 計 管 理 者            | 松 本 尚 美 |
| 消 防 長                | 川 口 和 昭 | 水 道 課 長              | 加 瀬 宏 之 |
| 庶 務 課 長              | 栗 田 茂   | 学校教育課長               | 佐 瀬 史 恵 |
| 生涯学習課長               | 高 安 一 範 | 体育振興課長               | 花 澤 義 広 |
| 監 査 委 員 会<br>事 務 局 長 | 伊 藤 義 一 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 赤 谷 浩 巳 |

---

#### 事務局職員出席者

|         |       |           |         |
|---------|-------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 大 矢 淳 | 事 務 局 次 長 | 池 田 勝 紀 |
|---------|-------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

#### ◇ 林 晴 道

○議長（向後悦世） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、それにこの中継をご覧の方々、こんにちは。旭市議会林晴道でございます。皆さんの貴重なお時間をいただき、僕自身、平成最後の一般質問をここに行います。

初めに、本年4月30日、天皇陛下がご退位され、皇太子殿下が翌5月1日にご即位されます。大きな災害被害が相次いだ平成の時代、被災地の現場には、必ず天皇・皇后両陛下のお姿がありました。東日本大震災の直後、本市の避難所を訪れてくださいました両陛下に改めて感謝するとともに、天皇弥栄申し上げます。

平成は、日本人の底力と我々の絆がどれほどまでにパワーを持つか、そのことを示した時代でもありました。「いかならむことにあひてもたゆまぬはわがしきしまの大和魂」。明治、大正、昭和、平成と、日本は幾度となく大きな困難に直面し、そのたびに大きな底力を発揮し、人々が助け合い、そして力を合わせて乗り越えてきました。

急速に進む少子高齢化、激動する社会情勢に、今をともに生きる僕たち、立ち向かわなけ

ればなりません。平成のその先の時代に向かって、旭市の未来をともに切り開こうではありませんか。

今この地域は、人口減少による税収の減、超高齢化による社会保障の急増時代に突入しています。本市の財政は、今後厳しくなりますので、中長期的な財政運営や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、そして我慢いただくものなど、メリ張りのある取り組みが必要です。

僕は、責任世代として、これからの担い手となる子どもたちから、長年社会に貢献いただいたご高齢者のため、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一生懸命活動します。僕は、この旭市を本気でよくしたいと思っています。そのために、皆さん、一致協力のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、1項、公共事業の入札問題について質問します。

日本の近代化とともに、公共事業はどんどん増え続け、天の声と言われる官製談合など、談合の仕組みも多様化しています。独占禁止法の制定や公正取引委員会による排除勧告が幾度も繰り返されているにもかかわらず、今日に至るまで談合という利益調整のメカニズムは継続してきました。日本の建設業は、諸外国に比べ全産業に占める企業数が多く、参入障壁も少ないようで、零細企業が乱立している状態であります。過当競争状態となりがちなことから、業界として受注調整を行うことは極めて自然な流れであったのだと思います。

その中、昨年10月の新聞報道で、旭市道路工事入札の談合情報の掲載があり、その情報があつた業者の落札結果となったため、市当局と一部業者間に癒着があるのではと記事がございました。

千葉県及び県内市町村では、入札及び契約制度の改正が毎年行われているのに対し、本市は県や近隣市町村と比較して制度の改正が著しく少ない状況であり、前定例会において制度改正の提案型質問をいたしましたら、最低制限価格を千葉県に準拠させる制度改正と設計書の単価等の公表を、平成31年4月から実施するとの明快な答弁がありました。

そこで、（１）制度改正と改善状況についてですが、現制度の問題点と制度改正によるその改善状況を伺います。

次に、公共事業の入札問題についての（２）設計図書の取り扱いについて、その実態を詳しく伺います。

続いて、2項、道路冠水の状況について質問をします。

日本における自然災害で、近年増加しているのが風水害による被害です。以前は、水害と

いうと河川の増水による氾濫を想像することが多かったですが、ここ数年は整備された都市部でも豪雨などによる道路の冠水が多く発生しています。近年、ヒートアイランド現象によるものと考えられ、局地的な集中豪雨、またはゲリラ豪雨とも呼ばれますが、これらが頻繁に発生しております。短時間に極端に大量の雨が降り、その処理能力の限界を超えてしまうと、下水道から水があふれだし、道路を洪水のように覆い尽くしてしまいます。冠水してしまった道路は、猛烈な風雨による視界不良とともに、非常に危険な状態となります。

そこで、（１）嚶鳴小学区の浸水について。

当地区は、市内でもとりわけ新築住宅が建ち、新たな住民が増えている地域でもあります。近年のゲリラ豪雨と重なり、通学路での冠水や浸水が非常に多くなっておりますが、その現状を伺います。

同じく、嚶鳴小学区の道路冠水についての（２）飯岡停車場線地域の抜本的な解決策についてですが、この質問は前定例会で採択された排水路改修を求める陳情書のことです。僕は、地元でこの問題を真剣に取り組み、前職の時代から長く携わり、本気で解決したいと誰よりも強く思っていますが、陳情書の内容に事実と異なることが多く含まれていることや、このような取り組みでは到底解決には至らないと確信し、議決でただ１人賛成できませんでした。

しかし、議会での採択により、旭市議会から森田健作千葉県知事に対し、意見書が提出されています。その時の陳情文の一部でございますが、浸水等の状況は悪化し、多くの被害が発生しているにもかかわらず、この地域の滞留水がどの経路を流れているか分からない中、場当たり的な工事に終始しているという中身です。僕は、この被害に苦しんでいる近隣住民のために、それから本件を長年研究して対応していただいた先輩議員やこの現場に携わった県と市の担当職員の名誉のために、間違いを問いただし、改めて抜本的な解決策についての質問を行い、最後に市長に対する提案型といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、この路線の滞留状況は、県や市が行ったさまざまな改修工事や排水路清掃等により、合併当時と比べ、最近はやや改善していると感じますが、陳情文には悪化しているとのことで、それはどのようなことか伺います。

２点目に、近隣住民や地元議員が県土木と市建設課を招き、説明会等を行う際、毎回、排水路経路図を見て説明をもらいます。

陳情文には、この地域の滞留水がどの経路を流れていくか、区民は分からない中、実施した工事とあるので、排水経路図の区民説明に対する認識を伺います。

3点目に、問題解決に至っていないものの、県と市はその時々で最善の改修工事を行ったと思っています。しかし、陳情文には、県は場当たりの工事に終始したとありますが、本市の見解を求めます。

4点目に、合併後、この案件に関する道路排水路等の測量調査や関連改修工事と側溝清掃の状況について、詳細を伺います。

5点目に、当地域に新設、新築されている住宅等の排水を接続するに当たり、滞水や浸水状況を把握していて流末排水等の排水路計画を立て、排水の接続をしてきたのか、具体的な考えを伺います。

最後に、議会でこのような陳情を採択し、旭市議会として森田知事に意見書を提出しましたが、きょう現在、知事からの回答はあったのか、議会事務局と所管である建設課に伺います。

また、このような意見書に対して知事は回答の必要がないと聞きますが、議会として提出した意見書でありますので、通常は議会に回答があるものと思います。その場合、議会事務局はその内容をどのように取り扱うのか、参考意見を併せて求めます。

次に、3項、基金の運用について質問します。

日本銀行は、マイナス金利つき量的・質的緩和政策。いわゆるマイナス金利政策を導入いたしました。このマイナス金利の影響は、長期金利の指標となっている10年物国債の利回りが、購入して満期まで待っても元本割れするという状況が続いていました。主な銀行の普通預金の金利も、マイナス金利政策の導入前は0.02%でありました、現在は0.001%なので、1年での利息は100円にしかありません。1年物の大型定期預金の金利も0.025%から0.001%に引き下げられ、1,000万円を定期預金に預けても、1年間の利息は1,000円と極めて低い水準になっております。しかし、マイナス金利の影響で住宅ローンの金利が下がったり、企業調達資金、コストなどが下がるなど、プラスの影響も出ております。

一方、資金を運用する立場から見ると、債権利回りや預金金利の低下によって、銀行や生命保険などの金融機関や年金管理運用独立行政法人GPIFといった年金基金など機関投資家でも運用は大変厳しくなっていると聞いております。本市では、金利を会計部門で運用し、平成30年度には3,900万円を超える運用益を上げていると聞いております。

そこで、運用実績と計画について、今年度の基金運用実績と計画の詳細を伺います。

以上、3項目、5点の質問を市民に選んでいただいた感謝の気持ちを込めて行いました。執行部においては、若者や高齢者が理解できるような簡潔明瞭な答弁に努めていただきます

ようよろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の公共事業の入札問題のうち、（1）の制度改正と改善状況についてお答えします。

ご質問の中の1点目の現行制度の問題点ということでございますが、現行の制度におきまして、とりわけ問題はないのかなとは思っております。ただ、申し上げるとすれば、旭市で入札制度について抜本的な改正を行ったのが平成22年ごろでございまして、そこからだいぶ年数も経過してきていること。この間、近隣ですとか県においては、制度の改正が進んできて、旭市とはだいぶ違った状況になってきたこと。あるいは、近年の入札における工事の落札率について、率がだいぶ下がってきている。さらに言えば、70%に近いような値で落札が行われている。こういったことが問題といえれば問題なのかなと思っております。

それで、これを踏まえて制度の改正ということでございますが、3点、今もう進める方向で決定しております。

1点は、最低制限価格制度の改正でございます。

これは、現行工事と建築につきまして70%、80%というような最低制限価格、一定率を掛けた形でございますが、それを改正いたしまして、工事の設計の種類に応じまして違った掛け率を掛け合わせまして、それを合計したもので最低制限価格を算出するという方式に変えるということでございます。

二つ目の改正としましては、工事の単価の開示でございます。

近隣はもう単価を開示しているということで、旭市におきましても請求があれば開示をするということで予定をしております。

3点目の改正としましては、総合評価方式の本格運用ということでございます。

平成22年に試行として始めましたけれども、その時点ではあまり効果があらわれないというようなことで、ずっと総合評価方式の本格運用は行っておりませんでしたけれども、近年の入札の状況等を鑑みの中で、品質というものの確保も大事だという中で、総合評価方式を導入といいますか、本格運用するという改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、林議員の質問にお答えします。

最初に、1の(2)設計図書の取り扱いについてで、実態、その取り扱いはどうなっているのかという質問に対しましてお答えいたします。

建設課で行っております土木工事等についての入札までの流れといたしましては、まず、測量調査のデータを基に、千葉県が公開しております資材・労務単価や経費などを用いて専用のシステムによりまして積算しております。その後、担当班内で設計図書について確認した後、金額抜きの設計図書にて工事の執行伺いの決裁を行います。決裁終了後、封印した金入りの契約事務依頼書で財政課契約検査班に入札に係る業務を依頼しております。設計図書につきましては厳重に管理しております。

次に、大きな2の道路冠水の状況について、最初の(1)嚶鳴小学区の浸水についてという事で回答します。

まず、現状についてです。議員おっしゃるとおり、近年の宅地化が進行しておりまして、特に後草地区についてはその傾向が大きく、水田等の宅地造成により、従来の保水機能の低下により、局所的な排水不良が生じている現状でございます。

この地区は、JRから総武線に向かって地盤が下がっておりまして、新七間川へ地形的に排水勾配がとれております。しかしながら、途中の総堀線が高くなっておりまして、自然勾配での排水を阻害している状況でございます。

この地区の主な排水経路といたしましては、総堀線沿いの水路で地区内の排水を集めまして、総堀線を横断し、新七間川へ排水しております。排水しているところですが、宅地化による流出量や集中的な降雨による排水量の増加のため、一時的な冠水になっているものと考えております。

また、仁玉川へ流末をとっております南側の一部につきましても、一時的な冠水が発生している場所がございます。こちらにつきましては、宅地化の進行による排水施設の断面不足や老朽化による機能低下によるものと考えております。

これが嚶鳴小学区周辺の現状でございます。

次に、(2)の飯岡停車場線地域の抜本的な解決策についてのお答えをします。

6点ほど質問がございました。

最初に、悪化していると、どの程度悪化しているのかという質問でございます。

建設課での回答です。県土木にも聞き取りしております。

県土木が平成27年度までに広原地区交差点や関係する排水路の新設、改良工事などを行ってきたところでございまして、旭市も関連する流末整備を実施しておりますが、冠水の完全

解消には至っていない状況ですが、これらの取り組みによりまして、大雨等による一時的には冠水するものの、滞留する時間は以前よりだいぶ短縮している状況であります。そういったことで、短縮しているということで理解しております。

2番目に、排水経路の認識の関係です。

これにつきましては、工事の始まる前、平成27年3月16日の説明会で、千葉県が作成しました冠水箇所や流域を調査した図面のほか、県計画の図面を示しながら地元の意見を聞き、調整し、改修工事を実施しております。

3番目が、市の見解はということです。

場当たり的な工事などしてと発言しているが、市の見解はという質問だと思います。

千葉県及び旭市としましても、千葉県の調査した流域、経路図を基に複数の流末検討や水路等の関係団体と連携を図りながら工事を進めており、対応しているところでございます。

次に、4番目が、詳細な工事です。合併後に行われた詳細な工事について回答いたします。

海匠土木へ確認したところ、平成18年6月と平成26年10月に飯岡バイパスのボックスカルバートの清掃を行っております。同じく、平成26年11月には、県道飯岡停車場線の交差点周辺、マツヤ周辺の側溝と集水ますの清掃を行っております。そのほか、合併後に年度ごとに測量や調査などの確認をしております。

次に、排水です。接続する排水が、流末排水路の計画を立てて工事を実施しているのかという質問だと思います。

新築住宅等の合併浄化槽から接続しております排水につきましては、側溝へ流入する影響がなければ基本的には許可は出しております。ですので、部分的な調査はしておりますが、全体的なというのはなかなか難しいものがございます。新築住宅の前にやる市道側溝なりがしっかりとした構造になっていれば、許可は出している現状でございます。

最後に、知事への意見書に対する回答です。

知事からの回答はございません。しかし、建設課で対応しているのは、千葉県海匠土木事務所の維持課と今年度3月までに現地にて浸水状況の再確認と抜本的解決に向けた流末の選定や施工方法等の協議をする予定となっております。今月の3月までに、今月いっぱいです、その検討を現地のほうをよく調査するということで、今仕事を進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 会計管理者。

○会計管理者（松本尚美） それでは、私のほうからは、項目３、基金の運用について。

（１）運用実績と計画についてお答えします。

基金の運用実績は、現在、定期預金23本、千葉県債等14本、国債３本を運用しております。

現在の運用額といたしましては、167億2,951万円です。運用益につきましては、今年度末3,906万円を見込んでおります。

次に、計画についてお答えします。

運用に当たりましては、地方自治法第241条第２項の規定によりまして、基金の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないとなっておりますので、関係課と協議しながら運用をしているところでございます。

また、これから満期を迎えます定期預金につきましては、引き続き継続的な運用を行い、運用益の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時３０分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林晴道議員の意見書に関する質問について、議会事務局に答弁を求めます。

○事務局長（大矢 淳） お答えいたします。

ご質問の意見書に対する回答は、現時点ではございませんが、これはこの件に限ったことではありません。地方自治法第99条に基づく意見書の提出は、合併後50件を超える数と記憶していますが、議会宛てに回答があったという例は、私が事務局長に就任してからはございません。就任前の事例においてもなかったと聞いております。

それと、回答があった場合はということでございますが、その場合には、議長と協議の上、執行部へ伝える等の対応になると思われまます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○４番（林 晴道） それでは、公共事業の入札問題についてから再質問を行います。

(1) 制度改正と改善状況についてですが、入札制度の改正で、総合評価方式を導入するとの話を今聞きました。僕は、おとし、平成28年度9月の一般質問で、公共工事の入札制度の質問で、今後どのような対策を考えているのかというその問いに、当時の財政課長は、総合評価方式に関しては検討したが、さまざまな問題があり見送ったと、聞いてもいないのにわざわざ総合評価方式は導入しないと答弁があったことを今でもはっきりと覚えています。

しかし、その舌の根も乾かぬうちに考えを180度大転換させたのには、よほどの大きな圧力が加わったのだろーと思いたしますが、その説明を願います。

また、公共事業品確法の施行を受けて、国や自治体では、中小規模の公共事業にまで総合評価方式を取り入れる動きがありますが、本市の適用基準を併せて伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） なぜ総合評価方式を今回導入するということになったかということですが、議員おっしゃられるとおり、過去の答弁の中でそういったやりとりがあったようでございます。

今回、導入するというのは、入札につきまして金額だけではないということが近年考えられているんじゃないかなということもございます。新聞報道等を見ますと、免震ダンパーの不正であったり、あるいは材料の不正であったり、そういったものが発生してきていると。ですから、金額だけで落札するということではなくて、品質を確保するための制度というのを導入することも大事なのかなと、そういった状況の変化といいますか、そういうものもあったと考えておりますし、それに当たりまして、さらに近隣あるいは県の状況を見ますと、総合評価方式、半分ぐらいの市町村がもう既に導入しているということも判明いたしましたので、この機会に改正するという事で決めたものでございます。4月1日から改正することになっておりまして、既に12月に決定し、ホームページにも公開しているところでございます。

それと、基準というご質問がございました。対象となる工事につきまして、全てを対象にするというのは、望ましいといえれば望ましいのかもしれませんが、事務の煩雑さと申しますか、処理のボリュームを考えまして、今回は1億円以上の工事について対象としております。それは、一般競争入札の金額と同じレベルということで考えて設定しているものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 利点を説明いただいたその総合評価方式についてですが、制度の詳細をもう少し伺いたいと思います。

まず、評価を実施する際、市役所内部だけで評価を行うと発注者の意思により落札者を決定できてしまい、官製談合のリスクを高めてしまうことになります。そのため、外部の学識経験者を2名以上入れ、第三者委員会で客観性、透明性の高い落札決定プロセスが義務づけられていますが、外部の学識経験者をどのような基準で誰が決めるのか伺います。

また、難しい工事やPFIなどの複雑なスキームの事業の評価を行う際、発注者が技術や提案、評価をできるノウハウを持ち合わせない場合、必要に応じて専門性の高いコンサルタントを評価アドバイザーとして活用する必要がありますが、提案される技術レベルに対応できる評価能力の問題は誰がどのように行うのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 総合評価の進め方についてのご質問でございますが、外部の人間ということでございました。現在、2名を予定しております。1名は大学の教授の方、もう1名は県職の技術者の方です。お二方とも、非常に高い見識を持っているということで、私どもに対する適切なアドバイスがいただけるのではないかなと、このように考えております。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 基準といたしても、何といたしますか、ご本人の資質と申しますか、これまでの経験、現在の取り扱っている状況、それを鑑みて決めたものでございます。

お二方は、お一方につきましては、国の総合評価の委員にもなっております。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 決めたのは、市の内部で決めました。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 最終的には、決裁権者であります市長までの決裁ですが、案としては担当課で作成しまして、長までの決裁を仰いで、それで決定したということでございます。以上です。

あと、アドバイザーとして外部のというものもございましたが、ひとまず、今2人決めた、その方のアドバイスがどのような形になるのかというのを見守った上で、仮に問題が出てくるようであれば、また違う形での制度の改正も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 今のお話の中で、PFIだとか難しいスキームがあるようなそういうものについてのコンサルタントとかアドバイザーがほかに必要ではないのかなと思うので、その点に関してどのように市はクリアするのか、それを聞いていますので、もう一度お願いします。

最後の4回目の質問も行いますけれども、この総合評価方式の導入は、審査基準作りや審査委員会の運営など、手間と時間がかかり、必ずしも最低価格でない落札業者との契約に際しては、市民への説明責任が常に問われます。

しかしながら、一般消費者においても、質の高いものをリーズナブルな価格で買うためには、それなりの手間をかけるのは当然のことですし、企業もよい製品を提供するためには、研究開発や顧客満足度の向上にコストをかけるのも同様です。これまでの公共事業は、本市が用意した予算と仕様書に基づいたものでしたが、今後は公共主導でなく、民間も創意工夫やノウハウを十分発揮できる透明性の高い総合評価方式の導入に期待しています。その点、担当課の見解を求めます。

また、今回の改正で本市の入札制度は、市民やマスメディア等に疑念を抱かれないような公平・公正で近隣と均衡がとれたような、そのような改善にできたのか、制度のことなので、こちらは副市長の見解を求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 難しいスキームの場合、クリアするのにどうかということですが、まだ制度、これスタートしておりません。これからスタートするものでございます。対象の工事につきまして、新年度の予算の中では大きな工事が幾つか予定されておりますのが、その種類を考えますと、とりたてて難しい判断が迫られているような、そんな種類ではないのかなと思っておりますが、いずれにしても、制度は必要に応じてどんどん直していくものだと思っております。ひとまずは制度をスタートして、仮にその中で改善すべきものが見つかれば、またそれはよりよい方向に直していくことだというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 近隣と比して今回の改正がどうかと、そのようなご質問でございまし

た。

確かに公平・公正、これは入札に求められる条件であります。これについて、今回の改正に伴いまして、近隣と比して全く遜色ない制度になっていると、そのように思っております。県と比較しても同様であると、そのように考えておるところでございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは次に、公共工事の入札問題についての（２）設計図書の取り扱いについてですが、建設課土木班において設計書金額の算定を行い、予算執行者の決裁に至るまで、20人弱がこの設計書金額を知り得ることができるようです。

設計書金額は、そのまま入札予定価格でありますので、その20人弱となる方の業者対応です。いわゆる天の声に対する本市の考えを伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ただいま業者対応はというご質問です。

業者の対応です。対応につきましては、個別の業者へ回答するものではありません。質問に対する回答書を作成し、電子入札システムにて公開しておりますので、口頭でなく文書で対応しているということですので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 先ほど制度改正による改善状況で、総合評価方式の導入についてありましたが、これまでの一般競争入札と比較して、総合評価方式での入札となった場合、設計図書の取り扱いや設計書金額を知り得る人の数を伺います。

また、その人の業者対応に対する取り組み等があるようでしたら、具体的にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 特に金額が多い、少ないは対応としては同じように対応しております。金額が多い、小さいということじゃなくて、設計図書については厳重に管理しておりますので、問題ないと思っております。

それと、業者の対応につきましても、質問が仮にありましたら、先ほども申しましたが、電子システムで回答書を作成して、電子システムで公開しているところですので、問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 公共事業を実施する本市は、発注者責任という問題にいいよメスが入っていることを認識することが大事です。

これから受注する建設業界に加え、発注する公共側の能力とモラルが問われる時代に入ってきたと僕はと思いますが、加瀬正彦副市長の見識を伺い、この項目を終わりにいたします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 12月議会でもお答えした内容になるかと思いますが、職員については、まず守秘義務が課されている、これは非常に重たいものでございます。それがあって、適切に事務を執行していると。

この前、新聞に出たその内容については、直ちに職員、当然、各課長に対して、こういうことは一切ないねという確認をした上で、その次の事務執行に臨んでいるところであります。

もう当然、公共団体として発注する側として、モラルを持って進めること、それは大前提にございます。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） はい。それについては、また折を見て注意しながら進めていきたい、そのように思っております。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 次に、道路冠水の状況についての（1）嚶鳴小学区の冠水についてですが、多くの路線で冠水があり、近隣住民が浸水の被害に遭われているようです。その状況時に本市としてはどのような対応をとっているのか、伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 市内の対策、市内に確かに冠水箇所、一時的なものや局所的なものを含めると、非常に多くあるかと思えます。周辺の浸水を防ぐために、あえて道路を低くする場合もございます。平坦な地形の場合には、道路への一時的な冠水はやむを得ないものと考えておりますが、通行の支障になったり、隣接地の被害防止を図るためには、さらなる排水整備を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 僕から、もう1点、現状を申し上げますが、やはり道路が冠水するような大雨の災害の事態に起こったとき、道路の水が隣接している住民のお宅、お庭なんかをまたいで隣接する畑だとかそういうところに流れていると。やはりだいぶ住宅の中に浸水があるなということを確認しておりますので、早期な対応を求めたいと思うんですが、あと児童・生徒の通学路でも、近年道路冠水の被害が悪化しています。短時間に大量の雨が降り、冠水してしまった道路は、風雨による視界不良とともに、非常に危険となりますので、学校周辺の通学路に対しては、冠水対策工事の中でも最優先にして早急な対応を求めたいと思うんですが、本市の見解を伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに通学路、冠水すると子どもたちが通学するのに非常に苦慮すると思います。そういったことで、通学路につきましては、排水整備の優先順位は非常に高いものと考えております。排水の整備につきましては、流末からの整備が必要となる場合が多くなっておりますので、地形的な問題もございます。そういったところを十分調査して、可能なところから整備のほうを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） よろしく願いをいたします。

次に移ります。

同じく、嚶鳴小学区の道路冠水についての（2）飯岡停車場線地域の抜本的な解決策についてですが、先ほどの答弁で、この路線の悪化状況や区民への説明、それに工事の計画性等のご回答で、陳情書の内容に事実と異なるものが多く含まれていたことがよく分かりました。

これまで県や市でさまざまな取り組みや改修工事を実施していますが、計画には至らず、このような現状でも新築等の住宅排水は、いまだ無計画に接続しております。それに加え、議会としては知事を頼っても何ら返事はありません。

そこで僕は思います。議会もそうですが、本市執行も他者に責任転嫁をせず、自ら行うべきことがあります。その点まず確認します。

当地域の広域排水路計画、それがいいのかどうなのか。それから、流末排水路に至るまでの整備計画、また水路清掃の状況等、それらを実行した場合、抜本的な解決につながるのかを伺います。

また、当該路線に隣接する民間事業所が自社所有で排水管を所有しており、合併以前から何度もその排水管の共同利用を依頼していたようですが、その排水管の詳細と利用依頼や現状、その時々になぜ共同利用を依頼し、また断られ続けたのかを伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） この地区の広域的な排水路計画はあるのかという質問です。

確かにこの広原地区、旭飯岡停車場線周辺は、道路が冠水しているのは事実です。しかしながら、どうしてもその地域は低いということで、過去にいろいろな排水整備をした経過がございます。そういったことで、今現在、流末の検討は千葉県といろいろ、今月いろんな面で現場を見ながら調査をしていく中で、うちのほうの今整備しております蛇園排水がございます。その蛇園排水が来年度に完了する予定でございますので、その辺のところをうまく利用できればなというふうに考えております。

それとあとは、これもまた業務委託の関係でございますので、そういったところも検討を視野に入れながら、排水路の改修のほうを進めていきたいと。いずれにしても、千葉県と連携を図りながら整備をしていきたいというふうに考えております。

それと、企業の排水の関係です。これ、何か合併前からそういう話があったとは聞いておりますが、資料がございません。そういったところで、現在のところは不明でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 所管する、またがる課では、現在できる限りの対応をしていますが、解決には至らないことが分かりました。

そこで、市長に伺います。

いずれにしても、当路線、ここまで長い取り組みの中で、この民間所有の排水路を調査して、検討に値すると、そのように思うんですが、市長のお考えを求めます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 企業の排水管を利用してはというような部分でありますけれども、この企業の海岸まで延長する区間の中には、市有地、県有地、そして企業が持っている土地があるわけでありまして、その辺も調整がある程度難しい、大利根もあるというふうですけれども、そういった部分での調整はなかなか難しい部分があるのかなと。

それと、企業があそこに排水管を埋設したのが昭和48年ころと聞いておりますけれども、もう50年くらいになるわけでありまして、耐震化といいましょうか、老朽化が進んでいるということの中で、非常に難しい部分もあるのかなと、そのように思います。

また、日華化学、企業を言っちゃってしまいましたけれども、企業があそこで営業をもう今年いっぱいやめるといようなことで、その話も少しさせてもらったところでありますけれども、企業側の言い分としましては、次の敷地を利用してくれる会社を今模索している、探しているんだというようなことの中で、そのこのところの、後で継いでくれる敷地の営業する会社がもしあった場合に、その排水管の問題もまだはっきり言えないというようなこともあります。いろいろなことが重なり合いまして、今すぐ排水管を利用させてもらいたいというような交渉には至っていないと。

それと、先ほど言いましたように、老朽化の問題でこれから相当の費用がかかるんじゃないかなという部分もありますので、具体的には今進めていないところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市長、県だとか大利根なんかの調整が難しいと。僕は、明智市長じゃないとこの問題が解決できないと、そう思っているから言っているんですよ。

それから、これからの排水路計画、その工事の中で国道、あそこという飯岡バイパスです。それをまたぐ工事というのは、今、既存のやつの改修以外になかなか厳しいと、そのように思うんで、ぜひ活用できるものはしてもらいたい。そういう中で、この何十年も被害に苦しんでいる当路線の抜本的な解決策が市長は描けているのか。それとも、安心・安全を提唱しながら、当地域を見捨てるのか、具体的な見解を求めます。

ちなみに、今お話ありました、当然市長もご存じであろうかと思いますが、この工場ですが、惜しまれつつも今年の6月をもって移転するようです。半世紀、50年の長きにわたり地元雇用や経済効果に大変貢献をいただいた。東証、名証ともに一部上場の優良企業であり、ご近所や先輩、後輩などが働いている地元密着の企業なんです。その移転日が迫ってきたので、先月の6日と7日、福井の本社にいる知人の役員に、これまでの感謝とお礼をしに行ってまいりました。そして、28日には、地元の工場長と土産話を交えて、移転後の活用等の意見交換をいたしました。また、社長より言づてもいただきましたので、今後は地域住民にご報告をしたいと考えています。

あとは市長の政治判断です。この企業所有の排水路をまず調査して、活用に向けていまー

度取り組んでみてはいかがでしょうか。政治家、明智市長の見解を再度伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 広原駅前の停車場線の滞留の問題、本当に長年にわたって地元住民に大変な迷惑をかけているという部分は、もう私も市長になって、議員になったときからそういった要望も聞いておりますし、解決をしなければならない大きな問題ではないかと、そんなように常々思っているところでありまして、今回もそういった陳情もありましたし、林議員からもそういったお話がありました。

正直、調査という部分はまだしていないわけでありまして、排水管の埋設の老朽化、そういったものが、それと同時に、今、林議員が申しましたように、蛇園排水は無理だというような話も、国道をまたいで排水は無理だというようなこともありましたけれども、それも技術的にできないかどうか。それと工事費がどうなるのか、そういったものも十分いろいろ調査研究をして解決策に向けて努力していきたいと。

県も大利根も用地は旭市に貸してくれるということは、もう十分考えられることでありますので、それはもう林議員が言ったように解決できると思いますけれども、ただ、老朽化の問題と蛇園排水、道路をまたいで今、流末排水路、三川のところが飯岡西部の道路に埋めてある、そこへつなげる、その工事とどっちがいいのかどうかと、よく調査をしながら研究していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 市長に申し上げます。前定例会で、あさピーを活用したイメージキャラクターを活用した出生届とか婚姻届、3か月もたたない間に無事に発行していただきました。本当にありがとうございました。

ありがたいことに、もう記念すべき1人目がいたという報告を受けました。やはり市長が本気で取り組んでもらったら、僕なんかの意見も取り組んでもらったら、早いんです、仕事。僕も何とかこれ間に合わせたかったけれども、市長のスピードに追いつかなかった。夢を捨てずに頑張ります。

次に、3項、基金の運用について。運用の実績と計画についての再質問ですが、直近3年の運用益の状況と、マイナス金利導入前と後では計画変更などがあったのか。そのような状況について、併せて会計管理者に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（松本尚美） それでは、まず、直近３か年の運用益についてお答えします。

平成28年度は2,342万円、平成29年度は2,771万円、平成30年度は3,906万円の見込みです。

次に、マイナス金利政策導入前後の基金の運用の取り組みにつきましてお答えいたします。

マイナス金利政策前の平成27年度の基金の運用状況は、定期預金での運用を主として、そのほかに千葉県債での運用をしておりました。定期預金の利率は、現在と比較しますと高い利率でございました。運用益につきましては、1,900万円でした。

マイナス金利政策後は、長期運用可能な基金につきましては、定期預金よりも有利で安全な国債、県債等で運用し、少しでも多くの利子収入が得られるよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○４番（林 晴道） 基金の運用に関して、外部の金融専門家の助言を踏まえて、経営分析等を行った上で運用を行っているという自治体もあると聞くんですが、担当課ではどなたかに助言を求めることや誰かと経営分析等を行っているのかを具体的に伺います。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（松本尚美） それでは、運用について外部の金融専門家と相談や分析を行っているかに、まずお答えいたします。

金融機関や証券会社等から国債や県債等の発行状況についての情報提供はございます。そのような中、財政担当、基金関係課と連携を図り、手元に確保しておきたい資金需要を考慮し、的確な資金運用や確実性に重点を置きまして、安全で効率のよい運用に努めております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 林晴道議員。

○４番（林 晴道） 分かりました。

現在、マイナス金利という厳しい運用環境の中で、担当課においては大変すばらしい実績を上げていただいています。今後とも、地方自治法の運用基準に従うのは当然ですが、金利動向を注視しつつ、まず安全を第一に流動性にも配慮しながら、運用環境が厳しい中でも効率的な運用となるよう努めていただきたいと、そのように思うんですが、何と担当課長、退職とのことを聞きました。

この議場にいる11人の課長職やほかにも多くの職員が勇退されます。本当に名残惜しく、まだまだ教えていただきたいことがたくさんあるような気がします。今後も変わらぬ、僕や後進の指導をお願い申し上げるとともに、どうか健康に留意され、お元気でご活躍ください。今まで本当にお世話になりました。旭市のためにありがとうございました。

以上、林晴道、質問を終わります。

○議長（向後悦世） 林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 伊 藤 房 代

○議長（向後悦世） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、伊藤房代です。平成31年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、学校給食について、2点目、小・中学校体育館のエアコン設置について、3点目、小・中学校のトイレの洋式化について質問いたします。

まず1点目、学校給食について質問いたします。

（1）食物アレルギーを持つ子どもたちに対する給食について質問いたします。

現在、食物アレルギーを持つ子どもたちが多くいると聞いています。その子どもたちは給食でなくお弁当を持ってくるようです。仕事を持つお母さんもいますし、皆と同じように給食を食べたいと思っている子どもたちが満足して食べられる給食をつくることのできないか。

また、旭市としてアレルギーを持つ子どもたちが何人くらいいるのか調べ、給食として食

べさせてあげることが理想です。

(2) 給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

現在、第3子以降は給食費無償です。旭市は何人くらいが無償で実施されているのでしょうか。旭市は豚肉、牛肉、野菜、果物、お米も旭市として自給自足ができる状態です。旭市に生まれ育ってよかったと自覚できるためには、他のところと違った満足をさせてあげることが旭市に生まれ育って、大事にふるさととして守ろうと思ってくれるためにも、第1子より給食費を無償化にすることができないか質問いたします。

2点目、小・中学校体育館のエアコン設置について。

(1) 猛暑から子どもを守るために、また冬の寒さの折にも小・中学校体育館にエアコンを設置できないか質問いたします。

体育館でスポーツ、また体の運動は体の発育に対して重要なことだと考えます。その運動着も軽く、汗にも寒く震えることもなく、健康のためにも大事な冷暖房は必要なことだと考えます。小・中学校にエアコンを設置することはできないか質問いたします。

(2) 災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小・中学校体育館にエアコンを設置できないか質問いたします。

この前の大津波のときにも旭市も大きな被害を受けました。また、小・中学校に避難しました。その折にも体育館に着のみ着のままで避難しました。着替えもなく全員が雑魚寝をしました。体育館にエアコンがあれば、夏でも汗びっしょりにならず、避難ができるのではないのでしょうか。旭市として早急に必要なことだと考えます。

3点目、小・中学校のトイレの洋式化について。

(1) 小・中学校の洋式化はどのくらい進んでいるのか質問いたします。

今でも和式のトイレが何校か残っていると聞いています。何校くらいが完全洋式化になっているのでしょうか。また、完全洋式化を希望します。

以上で質問を終わります。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） では、私から1番、学校給食について、(1) 食物アレルギーを持つ子どもたちに対する給食についてお答えいたします。

旭市の食物アレルギーのある児童・生徒の人数は、平成30年度実施のアレルギー調査の結果によれば、171名でございます。この人数は医師の診断の有無にかかわらず、保護者の申

告によるものでございます。市としましては、平成28年度より食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して、対応マニュアルにより対応しております。対応といたしましては、献立表とは別に献立食品調査表及び学校別日別個人別アレルギー一覧表を配布、また、同時に旭市のホームページに掲載しております。保護者の方々がそれをご覧になって、アレルギー食材について確認をし、児童・生徒が安全に給食を食べられるかの判断を行っていただいております。

一人ひとりのアレルギーに対応していくためには、給食を調理する上でいろいろな条件を整え、慎重に対応していく必要がございます。また、児童・生徒の食物アレルギー原因の食物が多様化している状況でございます。そのため現状では個別の除去食、代替食等の対応は行っておりませんが、対応については引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、（２）給食費を完全無償化にできないかということでございますが、現在、第３子以降給食費無料化の人数でございますが、平成30年度で222人となっております。市といたしましては、子育て世代を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策として、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」の推進のため、各種子育て支援対策を実施しているところでございます。

給食の経費の負担については昨日も申し上げましたけれども、学校給食法第11条及び同施行令第２条に食材料費については保護者の負担とすることが規定されております。また、これも昨日の一般質問でもお答えをさせていただきましたけれども、第１子からの無料化を考えますと、31年度見込み児童数では年間およそ２億3,000万円を超える額が見込まれるということで、財政への大きな影響が懸念されます。

近隣市と比較しましても、旭市の給食の費用は低額なことから、現状の内容により引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） それでは、２項目め、（１）猛暑から子どもを守るために小・中学校体育館にエアコンを設置できないかというご質問にお答えいたします。

小・中学校へのエアコンの設置につきましては、国の平成30年度第１次補正予算で措置さ

れました臨時特例交付金の補助採択を受け、現在、普通教室及び特別教室への設置に向けて設計業務を行っているところでございます。国におきましては、昨年の猛暑を受け、児童・生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として各学級に冷房設備を整備することとされ、今回の臨時特例交付金においては屋内運動場への空調の整備は対象外となっております。体育館にエアコンを設置できないかのご質問でございますが、教室等はある程度の空間に大勢の児童・生徒が座って授業を受ける中、熱中症対策として教室への設置を優先したところであり、体育館への設置は今のところ考えておりませんので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

続きまして、2項目め、(2)災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小・中学校体育館にエアコンを設置できないかというご質問に回答いたします。

防災計画での避難場所の指定は、各学校の体育館を指定したものではなく、各小・中学校とされております。災害時は一般的に体育館への避難になると思われませんが、暑さ、寒さの厳しい時期にはエアコンの設置されている教室の利用も考えられますので、学校施設として現在のところ体育館へのエアコン設置は考えておりません。

引き続き、3項目めでございます。小・中学校のトイレの洋式化についてということです。

小・中学校の洋式化はどのくらい進んでいるかということで、小・中学校のトイレの洋式化につきましては、これまでも大規模改修時や学校の要望なども踏まえ、計画的に改修を実施しております。現在、完全洋式化されているのは1校でございます。ちなみに学校によっては、大規模改修時に学校との協議の中で、一部和式を残してほしいとの要望もあるところでございまして、現在は計画的に進めているというところでご理解のほうをいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目の学校給食について、(1)食物アレルギーを持つ子どもたちに対する給食についての再質問をさせていただきます。

先日、保育所に通う子どもを持つお母さんから、来年子どもが小学校に入学するのに、アレルギーがあるのでどうしようと心配をしているお母さんがいます。食物アレルギー対応の給食の提供はできないか、再度質問いたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） アレルギーを持つお子さんの親御さんのご心配は非常によく分かります。ですが、先ほども申しましたように、171名ではございますけれども、一人ひとりの安全性を考慮して慎重に対応しなければなりません。そのあたりご理解いただきまして、先ほども申しましたように、個別に個票を作って対応しておりますので、学校とよく連携をして対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ検討していただければと思います。

次に、（2）の給食費の完全無償化についての再質問をさせていただきます。

旭市は食材なら何でもあります。他の市にはないことです。全国でも農業生産高第6位を誇っています。もっと積極的に取り組んでいただきたいと思います。旭市は子育て支援も近隣では群を抜いて手厚くなっておりますけれども、何よりまずは一番にこの給食費の無償化について考えていただければと思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど担当課長から答弁をいたさせましたけれども、給食費については、やはり大金のお金がかかる、そのことも一つは考えなければならないことではないかなと。それと同時に食なら何でも、それは旭市でありますけれども、学校給食に使うとなれば、やはり学校給食の加工料とかいろんな部分で同じくらいの額はかかるということもあります。そういった部分では、そんなにも給食費が安くなるということではありません。ただ、材料があるということだけあります。

それと同時に、今旭市では第3子を給食費無償化を始めたばかりでありまして、そういった部分での保護者の皆さん方から少し還元されている部分もありますし、財政的な問題、あるいはまた税の公平・公正の面から考えまして、完全給食無償化ということは、少し考えなきゃならないことではないかなと、今すぐやれることではないのではないかと、そのように考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひとも市長、考えていただければと思いますので、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目、小・中学校のエアコン設置についての（1）の猛暑から子どもを守るために、また冬の寒さの折にも小・中学校体育館にエアコンを設置できないかについての再質問

をさせていただきます。

普通教室、特別教室のエアコン設置は既に決まっておりますが、ぜひ子どもたちの健康のためにも、小・中学校の体育館にエアコンの設置を考えていただきたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） これも先ほど担当課のほうから回答いたさせましたけれども、今各教室にエアコンを設置が今設計を始めているところでありまして、これが今年中に各教室にエアコンが設置されると思いますけれども、体育館については私個人の考え方でありますけれども、体育館は運動するところ、汗をかくところだというような思いもあります。そのところに健康にスポーツをやる、体づくりをやるということも、さわやかな中でやるということは環境的にはいいことではないかと思っておりますけれども、あくまでやはり市の行政としましては、財源とも相談をしなければならないことでありますので、当分の間、小・中学校の体育館のエアコンについては保留をさせていただきたい、そんなような思いでいるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、（２）の災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小・中学校体育館にエアコンを設置できないかについて再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で教室等に避難のときはということですが、災害はいつやってくるか分かりません。夏でも冬でもエアコンがあれば、安心して体育館に避難ができると思います。ぜひ早急に体育館にエアコンの設置を考えていただきたいと思います。課長、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） （２）災害時に夏でも冬でも安心して避難できる小学校の体育館にということで再質問をいただきました。

先ほども回答のほうをさせていただきましたが、普通教室、特別教室に現在設置のほうを準備しております。そちらが設置できれば、一時的な避難を体育館にさせていただいて、その環境に暑さ、寒さに対応する部分につきましては、教室や特別教室にまた避難していただく

とか、そういうところを考えていきたいと思います。現在のところでは、体育館にはエアコンの設置は考えてはおりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 考えていないということですが、ぜひ考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3点目、小・中学校のトイレの洋式化について、（1）、再質問させていただきます。

昨年の3月にも質問させていただきましたが、小学校に通う児童の保護者から、トイレが和式なので戸惑っていますとの声がありました。児童が家でも保育所でも洋式トイレでしたが、小学校に入学して和式トイレで困っていますとの声がありました。ぜひ全小・中学校の完全洋式化を要望いたします。市長、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど担当課長から答弁をいたしましたけれども、中にはやはり和式が使いたいという児童・生徒もいるわけでありまして、そういった部分では完全な洋式化ということとは少し難しいのではないかなと、そのように思います。それと同時に、各学校の状況、今洋式トイレを増やしたところでもありますので、そういった状況も把握をしながら、これからの研究課題にしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。全小・中学校の完全洋式化を要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 木 内 欽 市

○議長（向後悦世） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

平成31年旭市議会第1回定例会において一般質問を行います。

先ほど同僚の議員、林晴道議員もおっしゃっておられましたが、平成最後の旭市議会、最後の質問となります。どうか市長をはじめ執行部の皆様には、前向きな答弁をお願いします。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、農業基盤整備事業について伺います。

広大な干潟八万石、ほとんどの地域が耕地整理が完了しておりますが、まだ手つかずのところもあります。農家や地域住民から要望が出ているところもあろうかと思いますが、実施するまでのプロセスについて伺います。

次に、道路問題について伺います。

合併前からの懸案事項でありました海上支所から広域農道までの約1.6キロの整備について予算が計上されました。どのように整備されるのか伺います。

また、整備された場合には、海上中学への通学路となると思います。安全対策について伺います。

3番目、3項目めとして、生涯活躍のまちについて伺います。

この質問は昨日も有田議員、高橋議員が質問を行いました。重複する点もあるかと思いますが、私なりに観点を変えて質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

先日、生涯活躍のまち・あさひ形成事業等に関する提案書が提出されました。すばらしいまちができるのかなと思いますが、他の施設、例えばすぐ近くにある道の駅、新しく建設が予定されている新庁舎と競合する施設、スペースが数多く見受けられます。どのようにお考えか、きょうは市長がおられますので、市長の見解を伺います。

最後に、今まで何度も伺っておりますが、庁舎に設置するという非常に高額な太陽光発電施設について伺います。

あえて非常に高額という表現を使わせていただきますが、ご存じのように、今は太陽光の材料がどんどん下がって、通常この規模ですと200万円から300万円で設置できるのです。昨日の高橋議員への答弁で、売電価格に換算すると1年間で20万円というお答えがございました。これなら理解できるんです、200万円から300万円で設置できれば。単純に10年か15年で回収できるんですから、これなら理解できるんですよ。ところが、売電した場合に20年間で400万円しかないのに、何で1,900万円も投じて設置するのか。私は何度伺っても理解できないんです。市長はどのように考えておられるのか、明快な答弁を求めます。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。よろしくお願いをいたします。

○議長（向後悦世） 木内議員、ちょっとお伺いいたしますが、3項目めの（2）についてと、項目4の（1）、この項目はなしでよろしいですかね。通告にあるんですけれども。

○18番（木内欽市） 施設の運営について。

○議長（向後悦世） そうです。はい。

○18番（木内欽市） 結構です。

○議長（向後悦世） それと項目4の無駄なスペースがあるように思われるが、のところですか。

○18番（木内欽市） 大変申し訳ございません。質問漏れです。

4項目め、新庁舎建設です。

無駄なスペースがあるように思われますが、いかがでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、特に名指しで回答をお願いされました、生涯活躍のまち、ほかの施設と競合すると思われるがということでもあります。それと太陽光発電施設についてということで、お答えをいたします。

生涯活躍のまち、ほかの施設と競合する、例えば先ほどお話がありましたように、道の駅や庁舎との競合ということであると思いますけれども、道の駅は生鮮食料品、そしてまた旭市の産物の発信基地として全国に知ってもらふ発信をする、そういったことが主な目的であります。今回の生涯活躍のまちにつきましては、流入者といいいましょか、旭市へ来てくれる人に対しての旭市のよさ、そういったものを、そしてまた1日遊べるところ、いられるところ、そういったものをつくるというようなことでもありますので、基本的には違うのではないかなと。あとは経営努力といいいましょか、道の駅も、その生涯活躍のまちの事業者についても、経営努力をしてもらふということで、きのうも話をさせていただきましたけれども、にぎわいを復活といいいましょか、旭市のにぎわいを高めるために、そういった生涯活躍のまちをつくるという思いであります。地方創生、国のその流れにも沿って計画をしているところでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

4番目の太陽光発電についてでありますけれども、きのうも質問がありました。設備費に相当の額がかかるということであるわけでもありますけれども、これは庁舎市民会議の中でも話がありましたけれども、やはり緊急の場合、先ほど来、災害のことについてもかなりいろんな面で質問がありました。そういった災害の面で自分の自家発電電力、そういったものを持たなければならない。そしてまた国の流れとして、やはり再生可能エネルギー、それは公

共施設として準備するのは当然のことだというような指導もありますし、そういった部分で費用対効果の面でかなり厳しいところがあるかと思いますが、公共施設として最小限の20キロですか、その部分を設備するということにしたところでありますので、これをご理解をいただきたいと、そのように思っている次第であります。

以上です。

○議長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業基盤整備事業につきまして回答させていただきます。

農地整備事業の実施までのプロセスにつきましては、新規地区の場合ですと、説明会、意向調査、地元の合意形成により、事業推進委員会の設立、権利者への事業推進、土地改良事業の計画概要の策定、土地改良区による事業計画に対する権利者等の同意、事業計画書に対する総代会の議決、県営土地改良事業の事業計画書策定業務の発注、県の事業計画書の審査、土地改良法の手続き、国の計画審査で事業採択となります。

なお、現在実施しております県営土地改良事業の場合ですと、同意取得から事業採択まで4年から5年の期間を要している状況でございます。

なお、区画整理の未実施の場合ですと、現況地積と登記地積に大きな差がある場合がございますので、そういった場合につきましては、国土調査等を実施した後になる場合が考えられるものでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、2番、道路問題についての（1）から回答したいと思います。

最初に、どのように整備するのかというご質問です。

海上支所南側の県道銚子旭線から広域農道までの約2.1キロのうち、未整備の海上コミュニティ運動公園から広域農道まで1.6キロの整備を計画しております。平成30年の第2回の定例会で、一般質問で回答しておりますが、この区間につきましては、現在整備中の飯岡海上連絡道と広域農道を接続する重要な区間であります。併せて清滝バイパスのトンネル工事も近々着手することとなっておりますので、将来的に交通量の増加も想定される、そうしたことで早く整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

次に、安全対策です。この道路が海上中の通学路にもなるというご質問になっております。

交通安全対策としまして歩道の整備が最良であるというふうに考えております。市では幹線道路や通学児童の多い道路については歩道の整備の必要性を認識しております。一般的には整備にはその用地の問題が難しいところもございますが、本地区につきましては、十分な用地もございますので、歩行者及び自転車が安全に通行できるような整備を併せて検討したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今言った歩道のほうは交通安全対策ということで、1番と2番、続けて回答させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから通告、大きな4番、新庁舎建設の（1）無駄なスペースがあるように思われるといったようなご質問でございました。

まず、予定いたします新庁舎の規模、延べ床面積につきましてであります、これは総務省の起債許可標準面積、職員400人を想定した面積でございますが、1万2,000平方メートルでありましたが、これを基準に設計段階におきまして、執務室等のスペースを配置等検討しまして、極力省いた結果、1,300平方メートルほど削減を図ったところでございます。

例えば市民要望だったり、職員のほうの希望もありましたが、職員の食堂、昼食場所、そういったものもつくるようにといったようなご意見、いろいろありましたが、食堂等を専用的につくりますと、まさしく昼休み時間等だけのスペースになって、非常に無駄な空間になってしまうというようなことで、奥のほうの会議室等を兼用させていただきたいであるとか、職員の更衣室等につきましても、極力圧縮をかけた、そして現在も今の段階でも進めておりますが、やはり文書量が相当多い中で、現在も総文書量の4割を削減する方向の中で、書庫等についても相当削減を図って、全体として面積のほうを削減しているということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時20分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

農業基盤整備事業について、先ほどご答弁がございましたが、始まる場合、いろいろなプロセスがあるようですが、一番最初はいくまでも地元からやってほしいという声が上がって、発起人会をつくる、それから役所が動いてくれると、こういう形ですかね。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、地元から声が上がってからかというようなことでご質問ございました。

今まで行ってきました土地改良事業につきましては、ほとんどが地元の要望がございまして、その後いろいろな条件等がありますので、そういったものをご説明しながら、地元のほうに入っていくまして、地元の皆様のほうにある程度合意形成等をお願いしまして、事業が進んでいくような形になっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうすると、どこでもそうですが、賛成の人と反対の人が出ますよね。全員100%賛成が理想なんですけど、そうはいきませんでしょうけれども、だいたいそういう場合どうなるんですか。10件のうち1件ぐらい反対者がいるとか、80%ぐらいになったらいいのか、その辺ちょっと分かったら教えてください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今までの例から申し上げますと、どの程度にいったらかというようなことで、県のほうからは一応仮同意のほうをとって、おおむね90%くらいというふうに言われております。土地改良事業は、当然ある程度実施する区域だとかそういったものを地元の中で決めていただきまして、当然参加する意欲のある方、意欲のない方というのがありますので、そういったものを地元の中で話し合いまして区域を決めていただくというようなことで、同意率を上げていくような形でやっているところもございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 90%というと、これが最後の質問ですね。受益者の面積の90%、ある

いは権利者の90%か、それと政権がかわったときにこの農林予算、大幅にカットされましたね。今本人負担は10%ぐらいかなと思うんですが、これ以上この負担率が低くなるということはないと思うんです。これからなお、これからはどんどん負担率が上がってくるような、そんな気がするんですが、いつまでもこういう事業、補助金が対象になるとは限りませんけれども、その辺のところが分かったら、今のところ大丈夫とかね、分かる範囲で結構です。併せてお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） まず、面積割か受益者かというようなことで、当然これは土地改良法でいきますと3条の権利者ということになりますので、耕作を行っている者だとか、そういった者が優先されるのかなと思います。その同意をとる時期によって違ってくるんですけども、最終的には換地等を考えますと、権利者のほうが必要になってきます。土地改良事業をやる場合には、まず権利者、最終的な換地までいきますと権利者ということになります。その違いがまずあるということでご理解いただきたいと思います。

あと、農業予算の関係のほうで変動があって、地元負担がどうなるのかというようなご質問でございます。

現在行われています土地改良事業のほうは広域緊急基盤整備事業に指定されています干潟土地改良区内の区域につきましては、国が50、県が35、市が10%、農家は5%という状況になっています。あと、経営体育成基盤整備事業で行われています飯岡西部地区につきましては、国が50、県が30、市が10、農家が10%というような形になっております。現行でいきますと、そういったものが現在施工されている事業につきましては、そういった形で千葉県の方は補助がいただいているような形であります。

あともう一点、少なくなるようなものはないのかというようなことで、ご質問がありました。

今いろんな農地の情勢等がありまして、国が進めています農地中間管理機構が集積を行う事業につきましては、若干農家の負担が軽くなるような形になっています。ただ、それには大きな土地に対する制約だとか、営農に関する条件とかという厳しいものがついてきますので、なかなか活用されていないのが現状であります。参考に、どういった補助割合かと申しますと、国が62.5、県が30、地元といいますか、市のほうが7.5、農家負担のほうは土地改良事業に関するものはない。ただし、事業計画に当たりましては、計画書の作成業務、土地

改良事業計画の概要書の作成等というものに約1,500万円から2,000万円くらいかかるものがありますので、そういったものに係る地元負担が予定されているようなところでございます。  
以上でございます。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、2項目めの道路問題について。

この海上支所から広域農道までの整備、約1,600メートルあるんですが、これはあれですか、どのように例えば歩道を何メートルにするのか、今の現在の舗装されている面は全然構わないでやるのか、どのような工事予定かお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一応道路につきましては、あの道路はたしか土地改良関係でできている道路だと思います。今度うちのほうでやる場合は、補助事業で考えておりますので、それなりの幅なりは関係になります。考えている幅は最低歩道で2メートル50はとりたいと。路肩で1.5、車道で3ですので、トータルでは11メートル50以上はとりたいなというふうに考えております。

あと、道路の線形とかがいろいろ問題に上がりますので、その辺のところは今後調査して、基準に合った線形を準備して整備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうすると、だいたい車道は今の幅ぐらいという理解でいいですか。

それで、そうすると、歩道が2メートル50といいますと結構広いんですが、歩道は字のとおり歩行者が歩く道なんですが、歩車道、自転車も一緒に通行できるような、そんなことはお考えいただけないでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 自転車といいますといろいろなタイプがございますして、自転車専用道路となりますと、交通規制がかかりますので、かなりハードルが高いのかなというふうに考えております。そうしたことで、自転車走行指導帯というのがございまして、それについては特に交通規制はございません。自転車が通行すべき車道の左側を路面標示、例えば色を塗って自転車専用という形で着色して、そういうふうなのを作って自転車のほうは確保したい

なというふうに考えております。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） じゃ、自転車は通行してもいいということで安心しました。

じゃ、次の安全対策ですが、当初昔これを質問したときに、皆さんが断る理由が、防犯灯がなくて防犯上危ないとかなんとかというお答えだったんですよ。今度はいいということであれば、当然防犯灯のようなのも設置していただきたい、当然いただけるとは思いますが、その辺のこと。それと、あれがずっと広域農道までぶつかりますと、当然あの道路を横断しなきゃいけないわけなんですよ。広域農道ね、清滝バイパス。その場合に、あの辺に歩行者用というか自転車用の信号機とかをつけないと、あそこが危険ということを考えます。きょうも通ってきて見たんですが、さもそれがお金がかかるということであれば、広域農道にぶつかったら、そのまま右に行くようにして旧道を通っていただくとか、その辺のお考えはございますでしょうか、安全対策。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一応うちのほうはこの路線はしっかりした基準に合った道路ということで考えております。そうしたことで交差点につきましては、当然スタートする運動公園のところから終点というか、広域農道にぶつかるところに対しましては、それなりの交差点の協議をしまして、しっかりした基準に合った交差点をつくっていききたいというふうに考えております。当然右折車線も考えております。

それとあと防犯灯の関係ですが、うちのほうは防犯灯ということはできませんので、一応街路灯ということで、道路の線形がちょっときついところとか、そういうところに関しては街路灯というのは設計の中で考えていききたいというふうに考えています。当然交差点の部分には街路灯は入るのかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） その街路灯あたりですが、あれ東京電力あたりに申請をすると、年に何基かまとまってくれることあるんですよね。そういったこともお考えいただければ、市のほうの財政が負担が軽くなると思いますので、併せてお願いをしたいと思います。

それでは、3番目の生涯活躍のまちについて伺います。

この他の施設と競合すると思われるというのは、見るといういろいろあるんですよね。例えば

イベント広場であるとか、あとレストラン、これだってやっぱりすぐ脇に道の駅があるんで、こちらがはやれば道の駅のお客が減るなど、そんな感じもしますし、そういったことで競合するところがあるんじゃないかなと。あと世代交流ラウンジ、これ旭市施設、行政・コミュニティゾーンとありますが、この先の質問でも言いますが、庁舎の中にもこういうのは予定しているんですよね。そういうのとのあれはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） イベント広場、レストラン、多世代交流ということで、三つほど名前が出てきました。まず、レストランのほうですが、先ほど市長のほうからも答弁いただきましたが、お互いに切磋琢磨して相乗効果生まれるようにということで、持っていくというふうには考えております。これはある市内の商店主の話ですが、道を挟んで同じ同業種でやっていて困りませんかということで私質問したことがございます。そうしたらその商店主は、二つで頑張ると、よそからも買いに来るんだよと、実際東金市のほうからもここへ来るよと、旭市のあそこへ行けば何とかかなというので、1店舗では品物そろわないけれども、二つあれば何とかそろうということもあるんだよというような前向きな捉え方をしている方もございますので、そんなようにピンチと捉えるのではなくて、チャンスと捉えて事業者の方にも頑張ってもらいたいというふうには考えております。

交流ラウンジとかでございますが、市の施設との競合しているんじゃないかということでございますが、これ目的も違いますし、これはこれで拠点となる生涯活躍のまちへ人をどれだけ呼び込むかということも大切ですし、そこへ来ていただいた方が、その後道の駅へ流れるということも誘導できれば、これは相乗効果と言えると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これたしかきのうの有田議員の質問で、だいたい移住者が150人ぐらいと伺ったんですが、3人家族にすれば50世帯ですか。これで果たして、（2）の運営のほうね。施設の運営のほう質問できない、ああ、そうか、すみません、分かりました。

じゃ、次の質問、新庁舎、4についてやりますが、これやっぱり無駄なスペース、皆さん方はそうでないと言いますが、さっきの生涯活躍のまちと同じようなスペースがやっぱり庁舎にもあると思うんです。こちらでやるのであれば、庁舎のほうのスペースを多少減らすと

か考えると、そういったお考えはございませんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど企画課長のほう回答いたしました、目的が違うよといった中で、庁舎はまさしく庁舎の設計方針、基本方針にあります、市民に開かれた庁舎といったような中で、市民のふれあいの場、親しまれる庁舎を目指して、行政機能だけではなくといったようなことで進めてきております。市民活動の場というようなことで、一つの部屋は150平方メートルほど、坪数でいえば45坪の部屋は1室設けてありますが、これについてはやはり再三お話をしておりますが、ただいま現在も行ってありますが、税の申告であるとか、選挙があれば、期日前投票であったり、やはり市民についてはいろんな発表会であるとか、展示物の掲示とか、そのようなこともできるのかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あと一番上に展望室とかと、よくみんな展望室、展望室とやりますが、どこだってこれ最初だけは上がりますけれども、あとはもうほとんど使わないんですよ。あの程度の高い展望室って、そんなに見晴らしがいいとも思わないし、例えば県庁へ行ってもどこへ行っても展望室ありますけれどもね、ほとんどいないんですよ。この辺はどうなんでしょうか。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま木内議員、県庁に行っても上がっている人いないだろうといったようなご意見でございましたが、具体的にパブコメでも千葉県庁であったり、群馬県庁と、具体的な名前が挙がったの意見でございましたが、上層階に展望スペースがあるから、旭市でもぜひ設けてほしいといったような意見がございました。中央病院についても何かあるようでございます。

やはり最近建設いたしました浦安市であったり、習志野市であったり、そこら辺も視察のほうをさせていただきましたが、やはり最上階には展望室といったようなものを造ってございます。現在、この旭市本庁舎の展望室がありますが、これは昭和39年当時のことで、どういった計画だったか分かりませんが、現実、現在のところの建物は本当に2階くらいの構造になっておりまして、階段も鉄骨でできた相当急な建物でございまして、そもそもが市民の

展望というようなものを想定したものではないだろうなど。現在、新庁舎で考えておりますのは、屋上のところまでエレベーター、それから通常の階段で上がっていきますので、市民の方に有効に活用していただきたい。眼下にはすばらしい文化の杜公園が広がっていると、そのような状況でありますので、有効活用していただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 何か聞こうと思ったこと、先に答えられちゃって、ここのところ聞こうと思ったんですよね。ここにもありますけれどもね。ほとんど物置みたいになっていて、今は行かないでしょう。ですから、次の質問です。

太陽光発電施設について伺います。

これが、ですから本当に皆さん方はお答えなさいますが、当初そもそも太陽光の話で飯岡の保育所るとき、やっぱり同僚議員からも随分高いんじゃないかと、当時の課長が、よろしくお願いします、よろしくお願いしますという答弁だったんです。その時の単価が坪99万円だったんですよ。今は100万円ですけども。それでその後道の駅るときに、やはり太陽光のそういった話が出て、また同じこと、何をやっているのと。いいおか保育所であれだけ無駄だろうと言われたやつが、その道の駅のやつは単価が88万円ですよ。結局道の駅はやめました。道の駅載っていませんね、太陽光。そういった経緯があるのに、どうしてまたこの本庁舎るときに、しかも値段が下がっているのに、どうしてこう100万円になっちゃうんですか。そこのところ聞きたいんですよ。この話が出たときに、香取市で太陽光やっていたんで、私らは聞いたんですよ。当時三十数万円ですよ。しかも地上にやるやつ。屋上は材料がかからないから安いんですよ。香取市は三十何万円でやって、もう既に、1億円か2億円かけていますが、もう半分以上は回収しています、売電で。そういった市があるのに、野立てでも三十数万円で当時やっているのに、どうしてここが100万円なのか。お答えください。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

太陽光の設置施設につきましては、今までたびたびご意見をいただいている中でございまして、設計業者にも精査するよう指示を出してきたところでございます。今回100万円というお話でしたが、今95万円ほど、同じようなものですけども、この設計額につきまして

は、複数のメーカーから見積もりを徴して、その中で一番安い見積額を予定しておるというところで、まずございます。その上で、先ほどいいおか保育所の話であるとか、香取市の話もありました。香取市はまさしく売電を想定した大規模なものなのか、私よく分かりませんが、やはり近年、この太陽光設備のほう設置した市がありまして、これは埼玉県新座市でございます。庁舎も建てまして、太陽光のほうは別契約、別発注で行ったところでございますが、そちらですとキロ当たり72万円ほどの単価になっているのかな。それよりも私まだ高いだろうというお話もあるかもしれませんが、木内議員のおっしゃられるような、相当低額な金額でできることはちょっと想定できないなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） できないと言ったって、実際にやっているんですからね。じゃ、香取市に聞いたらどうですか。やっているんだから、同じ行政でね。それで、やっている業者にやらせればいいだけの話で、どうして民間ならキロ当たり十四、五万円できるやつが、どうしてあなた方が頼むと100万円になるのかと、これは理解できないんですよ。なおかつ屋上にやるわけでしょう。屋上にやって、あの辺はまだ塩害もありますよ。風当たりも強い。もしもあんな市街地でやって、台風とか強風でパネルが飛んで死亡事故も起きているということもあるんです。そういった危険を冒し冒し、どうしてその屋上に設置するのかというのは、私は幾ら聞いても理解できないんですよ。じゃ、道の駅は何でやめたんですか。当初載せるという予定が。道の駅はやめたのに、どうしてこの庁舎に限っては幾らこうあっても、はるかに安くなっているのに、昔より高くなっているというのは、私はよくほかのことは分かりませんが、市が発注する工事というのはみんなこういうことがあるのかなと、特別高いのかなと、そういう感覚を持っちゃいますよ。理解できるように説明してください。課長、結構ですよ、もう。市長、どう思いますか、これ。最高責任者として、こういう意見が、質問があつて当たり前でしょう。どうお考えですか。自分の家だったらやりますか、こういうこと。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど回答いたしましたように、やはり公共施設、ましてや庁舎という問題で、災害時、そういった部分を含めまして、再生可能エネルギーはぜひ取りつけなければならぬと、そのような指導もありますし、それでも取りつけるキロワット数は最低限20

キロにしているわけでありまして。当初40キロとか50キロ計画したわけでありましてけれども、ちょっと工事費が高くなるということの中で、最低限の蓄電といいましょうか、発電装置はつけなければというようなことで計画したように聞いておりますので、ぜひ皆さん方にもご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） あのね、災害時のそういう施設で、例えばどこか忘れましたが、この庁舎の電気を全部太陽光で補うと、これなら理解できますよ。そういう市ありますよ、たしか。たかだか20キロでは部屋一つぶりぐらいでしょう。庁舎の電源を全部賄えるというなら、おっしゃっている意味も分かりますよ。国の指導に従ってやるんだと。恐らく20キロぐらいでは民間の住宅だったら1軒か2軒分の電気でしょう。それで、ご存じの太陽光は太陽が照らなきゃ電気発電しないんだから、夜とか雨の日はどうするんですか、じゃ。課長はノーと言えないから、これはもう市長しか言えないんですよ。課長は何だかんだやるという答弁。だから担当課は市長がいる限りノーとは言えないでしょう。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） だから、それは市長のお考えを聞きたいんですよ。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

○市長（明智忠直） 何遍もお答えしておき、役所の庁舎ということの中で、そういった災害時、緊急災害時、そういったものの対応もしなければならぬということもありまして、これはぜひご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 動議です。

緊急質問をしたいと思いますので、許可をお願いしたいと思います。よろしいですか。

内容はごみ焼却場に最終処分場がやられます。その最終処分場になっているところに大量のごみがあったという情報が寄せられました。そのことについて質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎追加日程 緊急質問の件

○議長（向後悦世） ただいま、高木寛議員から、ごみ処理施設の件について緊急質問をしたいと同意を求められました。

高木寛議員の緊急質問の件を議題として採決いたします。

高木寛議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（向後悦世） 賛成多数。

よって、高木寛議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに可決されました。

高木寛議員の発言を許します。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、ありがとうございます。質問をさせていただきます。

けさなんですけれども、今、東広による銚子市、匝瑳市、旭市による新しいごみ焼却場建設が進められています。それで、最終処分場となる森戸地先の工事が始まって、ここに大量のごみがある、そういう情報が寄せられました。

そこで、その情報の流れの中で、ごみを処分するのに1億円ぐらいかかるんじゃないかという話も寄せられました。この焼却場の建設については震災復興特別交付税、これを利用するということで、これには制限がありまして、期限が平成32年までというようなことが言われています。ですから、きょう緊急に質問したのは、その工期に影響が及ぶんじゃないかという心配で質問させていただきました。

その内容ですが、ごみが大量に出てきたということは、担当課、また市長は、この情報は寄せられていますか。私も議員の仲間でも東総広域のところに出ている議員もおられますけれども、そちらの皆さんも情報は寄せられているかどうか、ちょっとまだ存じ上げておりませんが、まず担当課、それと市長には情報が入っているかどうか、お聞きしたいと思います。

それで、そのごみの種類、どういうごみであったのか。そしてその量、その辺もお聞きます。ですから、この処理方法、大量のごみ、1億円余りというお話なんです、これはプロの皆さんが見た場合、まさにその内容でよろしいのかどうか、その辺を確認したい。そういう答弁をお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、まず広域の最終処分場におきましては、この1月から工事に着手しておりまして、その工事区域内において樹木等の伐採を実施しておりましたところ、不法投棄、ごみが発見されたということで、これについては私どもも報告を受けているところでございます。そちらの情報につきましては、ちょっと時期的には私2月の後半と思いますが、市長のほうにも報告がありまして、私ども担当の環境課長のほうにも報告がございました。

その中で、まず工期への影響ということでございますけれども、廃棄物の処理の工程というのは、もちろん当初ございませんでしたので、多少なりの影響は出るものと想定されます。そんな中で現在、議員がおっしゃいましたように、震災復興特別交付税の対象ということで、事業期間が平成32年度までとなっております、これ現在の制度におきましては、工事が計画よりも遅れた場合には、それ以降、33年以降に実施した分については震災復興特別交付税の対象にはならないというふうに思われております。そのために現在、これからですけれども、工事を遅れさせることのないように、廃棄物を処理する方法などについても協議をして検討しているところでございます。

続きまして、ごみの種類と量等のご質問がございました。まず、その前に先ほど処理の費用についての言及もございましたが、ごみの総量等についてはまだ把握していない状況であるということでございますので、議員のおっしゃいました費用等については、不確かな情報ということでございますので、この辺はちょっとご了承いただきたいと思います。

その中、ごみの種類ということでございます。まず、計画地の東側の境界線沿いののり面のほうから農業用のビニール等が出ております。また、計画地の中央付近ののり面から瓦やコンクリートのかげら等の、そういった廃棄物が確認されております。先ほど申しました、その量については、まだ全容が不明なところでございますので、ここでの報告は差し控えさせていただきたいと考えております。これらの処理に当たりましては、法令を当然遵守して適正な処理ということを前提に、場合によっては産業廃棄物処理業者のほうへ委託して処理するなど、現在具体的な処理方法について検討をしているというところでございます。

また、期間についてもまだ不明ではございますけれども、もちろん工期という問題もございますので、早急に行われる必要があるというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 高木議員の緊急質問ということで、今担当課長のほうからお答えをさせていただきます。重複する部分もあろうと思いますけれども、私のほうからもつけ加えて答弁をさせてもらいたいと思います。

ごみのその最終処分場の中で不法投棄の部分があったのかという情報は市長のほうに入っているのかということでもありますけれども、先月の27日だと思うんですけれども、正副管理者会議を行いました。その時に担当の施設整備課のほうから、最終処分場に不法投棄があるという話を聞きました。早速これは不法投棄があるということであれば、県にいろんな申告をしなきゃならないと、そういった法律もありますので、そういった部分で申告するにしても、その地下水の問題、土質の問題、そういったものの影響がどれだけあるのかということで今緊急に調べていたところでありまして、それがきのうかおとといですかね、県のほうへ結果が出まして、異常がないということで申請をしたところでもあります。そしてまた、その量といますか、種類ですけれども、先ほど課長が言ったように、廃プラスチックみたいなもの、それと瓦、そういったものが不法投棄されているということも聞きました。震災復興特別交付金でありますけれども、このことについては全国的に32年度というようなことで、建前は32年度いっぱいということでもありますけれども、先だって、渡辺副大臣、旭市へお見えになっております。その時にも直接私のほうからお願いをいたしました。津波避難道路もまだまだ見てもらったとおり、本当にできない。32年度までには完成はできない。土地の地権者の承諾という部分もあるということの中で、その予定どおりにはいかない部分がいっぱいあるんだからというようなことで説明をいたしまして、渡辺大臣は、そのことは十分理解している、復興特別交付金については、精力的に政府に働きかけて、政府は自分の政府でありますけれども、ほかの閣僚にも話しかけて、延長してもらいたいような方向でいきたいと、そのような回答もいただきましたので、震災復興特別交付税はまだ流動的で、果たして32年度で切れるという部分は分からないわけでありまして、これからの働きかけ、要請、要望、そういったものを強くしたいと、そのように思っているところであります。

いずれにしても、期間に遅れないような、今そういった不法投棄が出たということが出現をしたということでもありますので、しっかりと予定に沿った、スケジュールに沿った部分でやっていくような、そしてまた、この事業については東総広域市町村圏事務組合の事業でありまして、その東広の議会議員の皆さん方にも、まだ首長、正副管理者の中で話をただで、情報がどこから行ったのか、それも分かりませんが、そういった部分で、こ

れからきちっと東広の議会にも説明をしながら、了解をもらいたいと、そのような思いでいるところですので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、私に寄せられた情報が間違っていないことを確認しました。環境課長の答弁で、2月後半には市長にも報告したと。ですが、一番の肝心の東広に出向している、この旭市議会の議員にはなぜ知らせなかったのか。すごく疑問なんですよ。執行側だけが知っていて、その東広に出向している議員は知らされていなかった。まして私たち東広に関係ない議員は全然知らされない。まさにきょう、けさ聞いたばかりなんで、本当に真実かどうか知りたかったということは、今答弁で分かりましたので、やはりそういうことがあれば、一番先に東広に関係する議員に連絡する必要があるのではないかというふうに思います。

それで、この森戸地区ですね。以前から不法投棄されているといううわさは流れていました。私もまだ議員にならないときなんですけれども、森戸地区の皆さん、地主も最終処分場になることに反対だという意見が多数だったということを伺っております。ですから、そういう地に東広が決断して最終処分場にしたというのは、何か変に感じるんですよ。その辺、東広に関係する市長、ぜひお答えいただきたいというふうに思います。森戸地区にはもともと不法投棄があった事実を知っているのかどうか。

それから、この土地、地権者なんですけれども、地権者の皆さんはこの土地を手放した、そういう状況ですか。それともここに貸している、そういうごみが発生したときの瑕疵について、どういう取り決めがされていたのか、それも伺いたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 一つ訂正をしておきたいと思いますが、2月10日と高木議員はもうその事実を知っていたというようなことでありますけれども、私が知ったのは東広の施設整備課から聞いたのは2月27日か28日の正副管理者会議で聞いたわけでありますので。

○9番（高木 寛） 私、2月後半と言った、10日じゃなくて後半。

○市長（明智忠直） そういった状況で、県に報告するために、そういった不法投棄の現状を把握しなければ、県にも報告できないということで調査をしていたという部分で、幾らか県のほうへは遅れてしまったと。そしてまた東広の議会、全員協議会から議会、そういったものが今各市の定例議会が始まっている中で、日程的にきちっととれるというような部分があ

りませんでしたので、東広の事務局もきっといろいろスケジュールの調整をしていたと思いますけれども、そういった中で今まだ議会にも報告をしなかったということで、それは少し後手に回ってしまったのかなと、そのような思いでいるところであります。

それと、森戸町の不法投棄の部分は、そういったことは私どもも知っておりました。しかし、調査の段階、候補地の調査をする段階で、やはり業者が調査をした結果、そういったことはないというような報告を受けましたので、そこに決定をしたということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、少し私のほうで説明させていただきます。

この緊急の環境課長の担当会議が開催されましたのは2月28日に行われております。その際に、組合の議員への対応ということで、事務局のほうから説明がありまして、まず現状として全容が分からないという状況もございますけれども、3月中には全員協議会を開催して、この不法投棄ごみの状況、あと工事のスケジュール等も説明をすると。当然工事等の請負費の増額も伴うだろうからということで、その辺のほうも説明をしたいということで、私どものほうには説明がございました。ということでひとつ組合のほうとしても、そういったことである程度のしっかり説明のできる内容がそろってから説明をというふうに考えていたということを申したいと思います。

それともう一点、不法投棄の森戸地区の状況ということでございます。市長のほうからも説明がありましたが、組合のほうからも先ほどの28日に説明がございまして、まず事前に県のほうの不法投棄のマップ等を調べまして、それによって確認したところでは、計画地には不法投棄があるという事実はなかったということが1点ございます。用地を取得する前に境界確認などを実施しますけれども、その際もごみ等は見つけることができなかったということでございます。

従前の土地の所有者でございすけれども、その方もごみが不法投棄されているという認識はなかったという報告を受けてございます。

また、土地の取得に当たりましては、ごみが発生しているかというのが後で分かった場合といった、そういった条件については、特に記載はなかったというふうに聞いております。

○議長（向後悦世） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） この森戸地区が最終処分場に決定される前に、県の書類ではそういうのがないと、不法投棄がないと。市長のお答えでは、うわさは聞いていたと。で、やっぱり行

政側としては、そのうわさが本当か、要するに不法投棄がされているかどうかというのは、県だけではなくて、私、東広にも責任があると思うんですよ。きちんと調べて、まさにごみの山のところにまたごみを持っていくというのは、いかななものかというふうに思うんですよ。市長の答弁では業者任せというか、業者に依頼して、そうしたらなかったと。それはあまりにも業者任せ。何のために東広があるんだということを言いたいというふうに思うんですよ。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 東広の職員の中で、そういった調査の専門的な職員がいないと思います。そういったことで業者に調査依頼をしたということを聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高木寛議員の緊急質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

---

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は19日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時 6分